

補助金申請の現実的な取組みポイント

～ GoTech事業、事業再構築、ものづくり、
IT導入、小規模事業者持続化補助金 ～

第6回K I A C イノベーションセミナー
2023年2月17日（金）



一般社団法人 関西産業活性協議

ビジネスサポート事業統括

理事 梶原 信也

kajiwara@ivic-bs.com

本日の説明内容

- ① GoTech事業（旧 サポイン事業）
- ② ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業
（ものづくり補助金）
- ③ 事業再構築補助金
- ④ サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
- ⑤ 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）

すべての補助金に共通な要点

- ① **目的に合致**した事業であるか？
 - ② 各補助金の**基本要件**が満たされているか？
 - ③ 補助事業の開始から事業化までの**ストーリー**が描けているか？
 - ④ **審査項目**を最重要視する。
 - ⑤ **加点項目**は極力取得する。
 - ⑥ 申請書作成に当たっては**分かり易く丁寧**に記載しているか？
審査員は全てにおいての「**専門家**」ではありません。
審査員によく理解してもらえないと**良い点数**は貰えません。
- ※ 最後まで手抜きをせず**必ず「取る」**という強い気持ちで取り組む。

【電子申請について】

最近の補助金などの申請はほとんど「**電子申請**」になっています。そのため申請をする前に「ID」の取得と「パスワード」の設定をしておかなければなりません。

今回ご説明致します5つの「補助金」では、**GoTech事業**のみ「**e-Rad**」（イーラッド）を使います。その他の補助金は「**Jgrants**」（ジエイグラント）を使います。詳しくは下記よりご覧ください。

e-Rad : <https://www.e-rad.go.jp/about.html>

Jgrants : <https://gbiz-id.go.jp/app/rep/reg/apply/show>

電子申請（Jグランツ）の流れ

<https://mirasapo-plus.go.jp/hint/15697/>

① GビズID申請準備

アカウント登録に必要なものの準備

- ・メールアドレス
- ・操作端末(PC)
- ・プリンター
- ・印鑑証明書(個人事業主は印鑑登録証明書)
- ・スマートフォンもしくは携帯電話

※ G-ビズID取得には時間が掛かるので早めに申請をする必要があります。

② GビズID取得

GビズIDプライムの取得

(審査に2週間ほど)

ヘルプデスク:06-6225-7877

③ Jグランツログイン

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

公募要領の確認

経産省問合せ窓口 jgrants@meti.go.jp

④ 必要事項記入

必要事項に記入

必要資料アップロード

① GoTech 事業

【目的】（抜粋）

- **特定ものづくり基盤技術（12技術分野）** 及び **I o T、A I** 等の先端技術を活用した高度なサービスに関する**研究開発**や**試作品開発**等の取組を支援し、イノベーションによる我が国製造業及びサービス業の**国際競争力の強化**を図る。
- 中小企業者等が**大学・公設試等の研究機関等と連携**して行う、**事業化**につながる可能性の高い**研究開発、試作品開発**及び**販路開拓**への取組みを**最大3年間**支援します。

今後の予定

令和4年度は2回の募集が行われました。

例年は1回の募集です。

例年の募集開始は2月後半あたりですので今年も間もなく公募が開始されるものと思われます。

通常では、GoTechに申請する場合には**半年ほど前から**準備する必要がありますので今年の申請には間に合いません。

半年ほど前から**中小機構近畿本部**のGoTech担当窓口事前に予約をして**ご相談**に行かれることをお勧めします。

中小機構近畿本部 企業支援部

中小企業アドバイザー

小西 章雄 様

電話：06-6264-8613

どんなものに使えるか？

- 大学や公設試などと共同で行う**研究開発事業費**（以下の経費）。
- (1) 物品費
 - ①**設備備品費**（機械装置備品費、土木・建設工事費、保守・改造修理費、外注費）
 - ②**消耗品費**
- (2) **人件費**・謝金
 - ①人件費（研究員費、管理員費、補助員雇用費）、
 - ②謝金
- (3) 旅費
- (4) その他
 - ①外注費、印刷製本費、
 - ③運搬費、
 - ④其の他（諸経費）
 - 1) 技術導費、
 - 2) 通訳・翻訳費、
 - 3) 知的財産権関連経費、
 - 4) マーケティング調査費、
 - 5) 賃貸借費、
 - 6) その他
- (5) **委託費**
- (6) **間接経費**

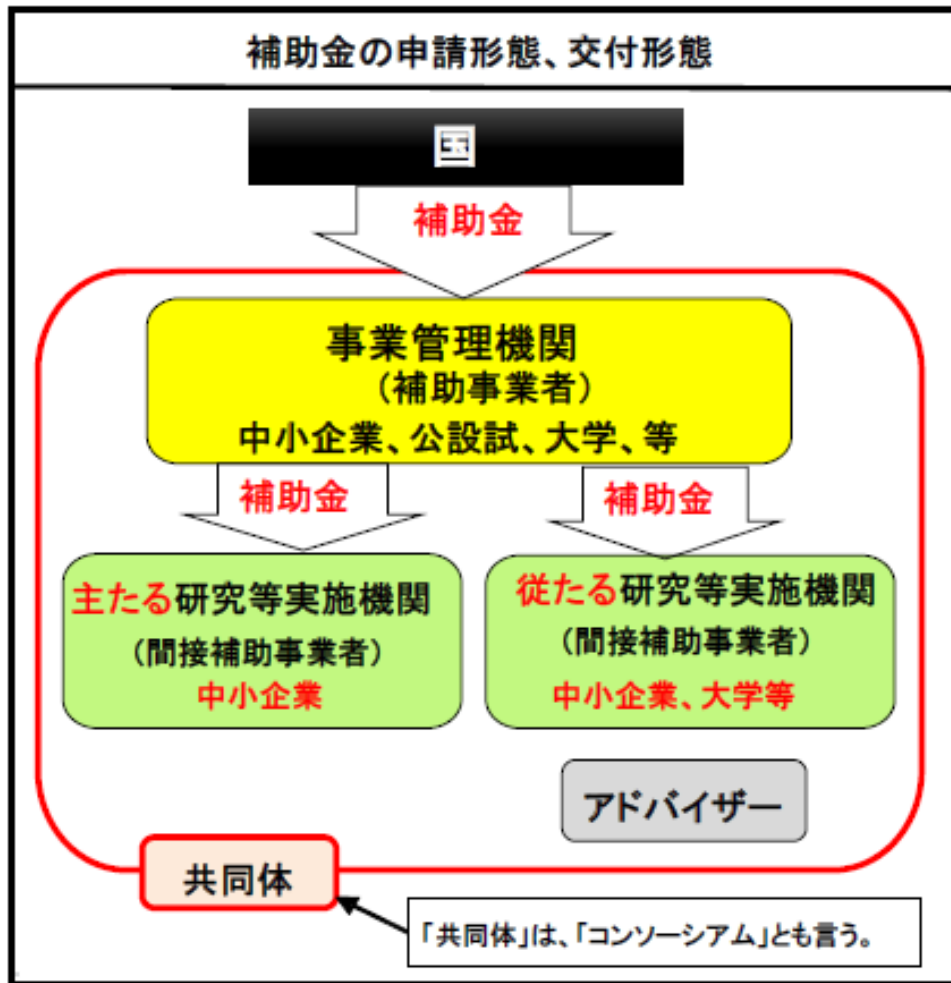
(参考) サポイン事業・サビサポ事業の支援実績

- サポイン事業は平成18年度から開始し、これまで計約2,470件を採択、サビサポ事業は平成27年度から開始し、これまで計約220件を採択している。
- Go-Tech事業は、令和4年度において140件（うち出資獲得枠は3件）を採択している。

年度	ものづくり基盤技術	サポイン (Go-Tech)		サビサポ	
		申請件数	採択件数	申請件数	採択件数
平成18年度	17分野	323	80		
平成19年度	19分野	218	89		
平成20年度	20分野	134	48		
平成21年度		200	44		
平成21年度補正		658	253		
平成22年度		977	308		
平成22年度予算費		564	125		
平成23年度		732	137		
平成23年度3次補正		263	51		
平成24年度	22分野	639	134		
平成25年度		652	112		
平成26年度	11分野	387	150		
平成27年度	12分野	326	143	80	36
平成28年度		287	113	57	32
平成29年度		297	108	76	25
平成30年度		334	126	73	37
令和元年度		304	137	68	34
令和2年度		326	105	119	39
令和3年度		247	65	53	13
令和4年度(第1回+第2回)	13分野	320	140(うち出資獲得枠3件)		—
累計		8188	2468	526	216

※ 近畿経済産業局様の資料を引用

Go-Techでは、共同体の構成が必要



※ 中小機構近畿本部様の資料を引用

●Go-Techでは、共同体をつくる必要がある(左図)

- 事業管理機関は、共同体全体を管理し、国との窓口になる組織。
- 事業管理機関は公設試・大学等の場合が多い。自社でも可能。(別紙)

●事業管理機関が公設試・大学等の場合は、大学・公設試等への補助率は100%。

●従たる研究実施機関またはアドバイザーには、大学・公設試等の参画が必須。

●中小企業の補助率は2/3。

●アドバイザーへの補助金はない。

中小機構近畿本部のGo-Techチームの仕事

Go-Tech受験の予備校のようなものです。

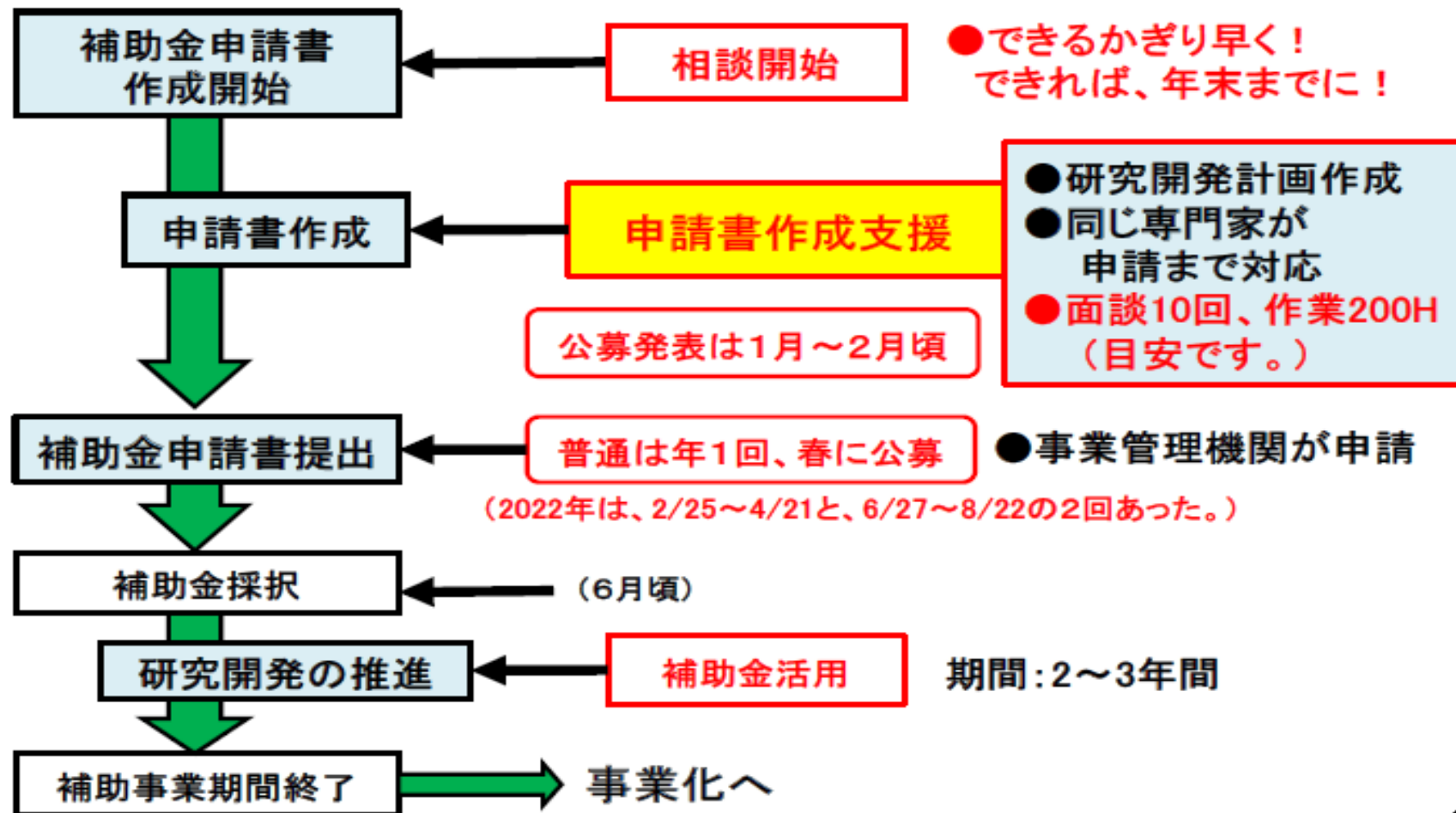
- 申請書(研究開発計画)の作りこみを支援します。
- 審査官の目線でアドバイスします。
- 相談内容の秘密は守ります。
- 相談は年中やっています。無料です。

中小機構近畿本部では、
毎年、50～100社ほどの申請を支援。
毎年、15～30社ほどが採択される。

※ 中小機構近畿本部様の資料を引用

-Go-Techは、大学受験とよく似ています。

① 入試日程が決まってから受験勉強をする人はいない。



※ 中小機構近畿本部様の資料を引用

通常枠

対象者	中小企業、特定事業者等（※）大学・公設試を含む
申請要件	①大学・公設試等を含む共同体を構築していること ②高度化指針を踏まえた研究開発であること ③補助事業期間終了後5年以内に事業化達成する計画であること
補助上限	単年度：4,500万円以下 3年間合計：9,750万円以下
補助率	中小企業者等：2/3以内、大学・公設試等：定額 （※）一部定額上限あり、課税所得15億円超中小企業等は1/2以内
対象経費	人件費・謝金、機械装置等の設備備品費、消耗品費、委託費等
スケジュール (令和4年実績)	一次公募期間：令和4年2月25日～令和4年5月9日 採択発表：令和4年6月27日 二次公募期間：令和4年6月27日～令和4年8月22日 採択発表：令和4年10月3日

出資獲得枠

対象者	中小企業、特定事業者等（※）大学・公設試を含む
申請要件	①高度化指針を踏まえた研究開発であること ②補助事業期間終了後5年以内に事業化達成する計画であること ③当該研究開発プロジェクトに関し、補助事業開始から補助事業終了後1年までの間にファンド等の出資者からの出資を予定していること
補助上限	単年度：1億円以下 3年間合計：3億円以下 但し、補助上限額は、民間ファンド等の出資者が出資を予定している金額の2倍を上限とする。
補助率	中小企業者等：2/3以内、大学・公設試等：定額 （※）一部定額上限あり、課税所得15億円超中小企業等は1/2以内
対象経費	人件費・謝金、機械装置等の設備備品費、消耗品費、委託費等
スケジュール (令和4年実績)	一次公募期間：令和4年2月25日～令和4年5月9日 採択発表：令和4年6月27日 二次公募期間：令和4年6月27日～令和4年8月22日 採択発表：令和4年10月3日

「中小ものづくり高度化法」12分野の技術

(特定ものづくり基盤技術) ← 詳細

- ① デザイン開発技術
- ② 情報処理に係る技術
- ③ 精密加工に係る技術
- ④ 製造環境に係る技術
- ⑤ 接合・実装に係る技術
- ⑥ 立体造形に係る技術
- ⑦ 表面処理に係る技術
- ⑧ 機械制御に係る技術
- ⑨ 複合・新機能材料技術
- ⑩ 材料製造プロセス技術
- ⑪ バイオに係る技術
- ⑫ 測定計測に係る技術

中小サービス事業者の生産性向上のための ガイドライン

自社が成長するために誰に、何を、どうやって提供するのかを再確認し、それを実現するために合致する手法を選択します。

1. 付加価値の向上	1) 誰に	(1) 新規顧客層への展開 (2) 商圏の拡大
	2) 何を	(3) 独自性・独創性の発揮 (4) ブランド力の強化 (5) 顧客満足度の向上 (6) 価値や品質の見える化
	3) どうやって	(7) 機能分化・連携 (8) IT 利活用（付加価値向上に繋がる利活用）
2. 効率の向上		(9) サービス提供プロセスの改善 (10) IT利活用（効率の向上に繋がる活用）

[詳細 ⇒ 中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン](#)

審査基準

- 申請対象者及び申請対象事業の内容を満たしている申請に限り、以下の項目を基に評価し、総合的な審査を行います。「IV. 出資獲得面からの審査項目」は出資獲得枠でのみ審査を行います。

出資獲得枠のみ

I. 技術面

- ① 技術の新規性、独創性及び革新性
- ② 研究開発目標値の妥当性
- ③ 目標達成のための課題と解決方法及びその具体的実施内容
- ④ 研究開発の波及効果

II. 事業化面

- ① 目標を達成するための経営的基礎力
- ② 事業化計画の妥当性
- ③ 事業化による経済効果

IV. 出資獲得面

- ① 産業政策との整合性
- ② 中小企業政策との整合性

IV. 出資獲得面

- ① 公的支援の必要性
- ② ファンド等出資者のハンズオン支援体制
- ③ 出資金が企業価値の向上に与える効果の程度

- 中小企業庁に設置する外部有識者等による採択審査委員会において審査します。
- 採択審査委員会は非公開で行われます。必要に応じてヒアリング等を行う場合があります。
- 出資獲得枠の審査では、必要に応じて対面審査（状況によってはリモート会議）を実施します。対面審査は、共同体からのプレゼンテーション及び質疑応答を予定しており、事業管理機関、主たる研究等実施機関及びファンド等出資者の出席を原則とし、詳細な日程は公募締切後に別途連絡します。
- 審査には、過去に採択を受けた旧サポイン事業・旧サビサポ事業の事業化状況報告書や国が行うフォローアップ調査等への回答状況、その内容（進捗状況等）も加味します。

※ 近畿経済産業局様の資料を引用

お問い合わせ先

Go-Tech事業に関するお問合せ

近畿経済産業局 地域経済部 産業技術課

bzl-kin-gotech@meti.go.jp

e-Rad(府省共通研究開発管理システム)に関するお問合せ

システムの操作方法に関するお問合せは下記e-Radヘルプデスクにて受け付けます。

e-Radポータルサイト

<https://www.e-rad.go.jp/>

e-Radヘルプデスク

電話番号:0570 - 057 - 060(ナビダイヤル)

受付時間:9:00~18:00(平日)

※ 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日~1月3日)を除く

※ 近畿経済産業局様の資料を引用

② ものづくり補助金

<https://portal.monodukuri-hojo.jp/>

【 事業の目的 】

中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等）等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む**革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善**を行い、**生産性を向上**させるための**設備投資等**を支援します。

どんなものに使えるか？

- 新しい取り組みによって行う**販売やサービス**のための機械装置やシステムなどに使える。【**革新的サービス**】
- 新しい製品等に取り組むための**試作品を開発**する機械装置等に使える。【**試作品開発**】
- 生産現場の**生産性向上**のための機械装置やシステム等に使える。【**生産プロセスの改善**】
- 「もの補助」の経費のほとんどは**機械装置**に使われている。
- **建物費**や**人件費**などには**使えない**。

次回分 公募開始・申請受付開始・応募締切・採択発表

【 第 1 4 次受付締切分 】

公募開始：令和5年1月11日（水） 17時～

申請受付：令和5年3月24日（金） 17時～

応募締切：令和5年**4月19日**（水） 17時

採択発表：令和5年**6月中旬頃**（予定）

交付申請：採択後直ちに交付申請する。

交付決定：交付申請から1週間ほど（予定）

※ **交付決定通知書**を受領以降に事業開始が可能となる

【 事業実施期間 】

通常枠、グリーン枠など 交付決定日から**10ヶ月以内**
(但し、採択発表日から12ヶ月以内)

グローバル市場開拓枠 交付決定日から**12ヶ月以内**
(但し、採択発表日から14ヶ月以内)

ものづくり補助金（応募者—採択数—採択率）

公募次	公募締切日	採択発表日	応募者数	採択件数	採択率
第1次締切	令和2年3月31日	令和2年4月28日	2,287	1,429	62.5
第2次締切	令和2年5月20日	令和2年6月30日	5,721	3,267	57.1
第3次締切	令和2年8月3日	令和2年9月25日	6,923	2,637	38.1
第4次締切	令和2年12月18日	令和3年2月18日	10,041	3,132	31.2
第5次締切	令和3年2月22日	令和3年3月31日	5,139	2,291	44.6
第6次締切	令和3年5月13日	令和3年6月29日	4,875	2,326	50.4
第7次締切	令和3年8月17日	令和3年9月27日	5,414	2,729	50.4
第8次締切	令和3年11月11日	令和4年1月12日	4,584	2,753	60.1
第9次締切	令和4年2月8日	令和4年3月25日	3,552	2,223	62.6
第10次締切	令和4年5月11日	令和4年7月15日	4,224	2,584	61.2
第11次締切	令和4年8月18日	令和4年10月20日	4,668	2,786	59.7
第12次締切	令和4年10月24日	令和4年12月16日	3,200	1,885	58.9
第13次締切	令和4年12月22日	令和5年2月中旬予定			
第14次締切	令和5年4月19日				

<以下の要件を全て満たす**3～5年の事業計画を策定**することが必要>

- ① 事業計画期間において、**給与支給総額**を年率平均**1.5%以上**増加。
(被用者保険の適用拡大の対象となる中小企業が制度改革に先立ち任意適用に取り組む場合は、**年率平均1%以上**増加)
- ② 事業計画期間において、**事業場内最低賃金**（補助事業を実施する事業場内で最も低い賃金）を、毎年、**地域別最低賃金+30円以上**の水準。
- ③ 事業計画期間において、事業者全体の**付加価値額**を年率平均**3%以上**増加。

<以下に同意の上、**事業計画を策定・実行**することが必要>

- ④ 申請時点で、申請要件を満たす**賃金引上げ計画を策定**が必要。
交付後に策定していないことが発覚した場合は、補助金額の返還を求めます。

ものづくり補助金の全体像

※赤字箇所を令和4年度2次補正予算にて拡充

概要	補助上限額 ※下限額は全ての枠100万円		補助率	
通常枠 新製品・新サービス開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資及び試作開発を支援。	5人以下：750万円 6～20人：1,000万円 21人以上：1,250万円		1/2、 2/3(小規模・ 再生事業者)	
回復型賃上げ・雇用拡大枠 業況が厳しい事業者※が賃上げ・雇用拡大に取り組むための革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等を支援。 ※前年度の事業年度の課税所得がゼロである事業者に限る。			2/3	
デジタル枠 DXに資する革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援。				
グリーン枠 温室効果ガスの排出削減に資する取組に応じ、革新的な製品・サービス開発又は炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援。	エントリー	5人以下：750万円 6～20人：1,000万円 21人以上：1,250万円	2/3	
	スタンダード	5人以下：1,000万円 6～20人：1,500万円 21人以上：2,000万円		
	アドバンス	5人以下：2,000万円 6～20人：3,000万円 21人以上：4,000万円		
グローバル市場開拓枠 海外事業の拡大等を目的とした設備投資等を支援。 <u>海外市場開拓（JAPANブランド）</u> 類型では、 <u>海外展開に係るブランディング・プロモーション等に係る経費も支援。</u>	3,000万円 (従来、補助下限額は1,000万円のところ、 100万円に引き下げ)		1/2、 2/3(小規模・再 生事業者)	



大幅な賃上げに取り組む事業者への支援

補助事業終了後、3～5年で大幅な賃上げに取り組む事業者に対し、上記枠の補助上限を100万円～1,000万円、更に上乘せ。（回復型賃上げ・雇用拡大枠は除く）

※近畿経済産業局様の資料を引用

通常枠

(公募要領 もP.14)

項目	要件
概要	「革新的な製品・サービス開発」又は「生産プロセス・サービス提供方法の改善」に必要な設備・システム投資等を支援
補助金額	従業員数 5人以下 :100万円 ~ 750万円 6人~20人 :100万円 ~ 1,000万円 21人以上 :100万円 ~ 1,250万円
補助率	通常は1/2、小規模企業者・小規模事業者・再生事業者(※)は2/3 ※本事業における再生事業者の定義は、別紙4の通り。それぞれの枠の補助率に関わらず、補助率が2/3となり、また基本要件未達の場合の返還要件の免除があります。
設備投資	単価50万円(税抜き)以上の 設備投資が必要
補助対象経費	① 機械装置・システム構築費、② 運搬費、③ 技術導入費、④ 知的財産関連経費、⑤ 外注費、⑥ 専門家経費、⑦ クラウドサービス利用費、⑧ 原材料費

グローバル市場開拓枠

(もP.17)

項目	要件
概要	海外事業の拡大・強化等を目的 とした「製品・サービス開発」又は「生産プロセス・サービス提供方法の改善」に必要な設備・システム投資等を支援（①海外直接投資類型、②海外市場開拓（JAPANブランド）類型、③インバウンド市場開拓類型、④海外事業者との共同事業類型のいずれかに合致するもの）
補助金額	1,000万円～3,000万円
補助率	通常は 1／2 、小規模企業者・小規模事業者は 2／3
設備投資	単価 50万円 （税抜き）以上の 設備投資が必要
補助対象経費	① 機械装置・システム構築費、② 運搬費、③ 技術導入費、④ 知的財産関連経費、⑤ 外注費、⑥ 専門家経費、⑦ クラウドサービス利用費、 ⑧ 原材料費、⑨ 海外旅費、⑩ 広告宣伝費・販売促進費（海外市場開拓（JAPANブランド）類型のみ）

「中小ものづくり高度化法」12分野の技術

(特定ものづくり基盤技術) ← 詳細

- ① デザイン開発技術
- ② 情報処理に係る技術
- ③ 精密加工に係る技術
- ④ 製造環境に係る技術
- ⑤ 接合・実装に係る技術
- ⑥ 立体造形に係る技術
- ⑦ 表面処理に係る技術
- ⑧ 機械制御に係る技術
- ⑨ 複合・新機能材料技術
- ⑩ 材料製造プロセス技術
- ⑪ バイオに係る技術
- ⑫ 測定計測に係る技術

中小サービス事業者の生産性向上のための ガイドライン

自社が成長するために誰に、何を、どうやって提供するのかを再確認し、それを実現するために合致する手法を選択します。

1. 付加価値の向上	1) 誰に	(1) 新規顧客層への展開 (2) 商圏の拡大
	2) 何を	(3) 独自性・独創性の発揮 (4) ブランド力の強化 (5) 顧客満足度の向上 (6) 価値や品質の見える化
	3) どうやって	(7) 機能分化・連携 (8) IT利活用（付加価値向上に繋がる利活用）
2. 効率の向上		(9) サービス提供プロセスの改善 (10) IT利活用（効率の向上に繋がる活用）

[詳細 ⇒ 中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン](#)

事業計画名・事業計画の概要

2. 事業内容

(1) 事業類型 (通常枠か新特別枠のいずれか一つを選択、新特別枠の場合①～③を一つ以上選択)

・ 一般型: 通常枠

新特別枠 (低感染リスク型ビジネス枠)

①: 物理的な対人接触を減じることに資する革新的な製品・サービスの開発

②: 物理的な対人接触を減じる製品・システムを導入した生産プロセス・サービス提供方法の改善

③: ポストコロナに対応するビジネスモデルの抜本的な転換に係る設備・システム投資

(2) 事業計画名 (30字程度)

金属部品プレス加工の自動化による高安全性・生産性の向上				
本事業で取り組む対象分野となる業種 (日本標準産業分類、中分類)	コード	24	名称	金属製品製造業

(3) 事業計画の概要 (100字程度)

自動車分野の受注拡大を目指すためにダッシュボード内の金属部品の生産工程において、金属を送り入れる装置取付け可能ロボット内蔵型プレス機導入で自動化し高安全性・生産性の向上を両立し、部品製作から組み立てまでの一貫生産体制を構築する。	
本事業で導入予定の機械装置等の名称	金属送り入れ装置取付け可能ロボット内蔵型プレス機

「事業計画名」「事業計画の概要」は共に重要です。事業の内容が分かるようにしっかり吟味して記載して下さい。審査員はここから読み始めて審査に入ります。審査員はすべてについての専門家ではありませんので「分かり易く」記載して下さい。

具体的な内容 (その1)

F (5) 具体的内容

その1：補助事業の具体的取組内容

- ① 本事業の**目的・手段**について、**今までの自社での取組みの経緯・内容**をはじめ、今回の補助事業で**機械装置等**を取得しなければならない**必要性**を示してください。また、**課題を解決するため**、不可欠な**工程ごとの開発内容**、**材料や機械装置等**を明確にしなが、具体的な**目標**及びその**具体的な達成手段**を記載してください（必要に応じて**図表**や**写真**等を用い**具体的かつ詳細に**記載してください）。
事業期間内に投資する**機械装置等の型番**、**取得時期**や**技術の導入時期**についての**詳細なスケジュール**の記載が必要となります。
- ② 応募申請する事業分野（「試作品開発・生産プロセス改善」又は「サービス開発・新提供方式導入」）に応じて、事業計画と「**中小企業の特定ものづくり基盤技術の高度化に関する指針**」又は「**中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン**」との関連性を説明してください。
- ③ 本事業を行うことによって、どのように**他者と差別化**し**競争力強化が実現**するかについて、その**方法**や**仕組み**、**実施体制**など、具体的に説明してください。

ト

ここから具体的な事業の内容の記載が始まります。

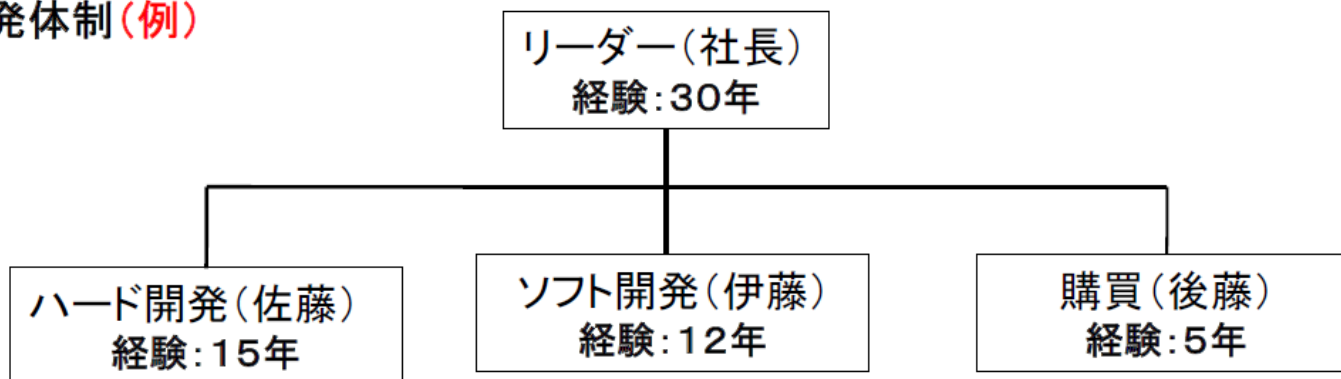
- ・ 先ず、**現状分析**を行い、『**課題**』を抽出する。その課題を**解決する事業**として位置づけ、**目的**、**手段**について、**工程ごと**に、不可欠な**開発内容**、**材料**や**機械装置等**を明確にしなが、具体的な**目標**及びその**具体的な達成手段**を記載して下さい。
- ・ 本補助事業を行うことによって、どのように**他社と差別化**し**競争力強化が実現**するかについて、具体的に説明してください。

開発スケジュール 及び 開発体制

試作品開発のスケジュール(例)

取り組み内容	実施者 (実施月)	実施時期					
		7	8	9	10	11	12
① 装置の仕様検討	社 内・後藤	→					
② メーカー持ち込み加工実験	A 製作所	→					
③ 装置の発注	社 内・社長	→					
④ 設置・試運転・試作	社 内・佐藤	→					
⑤ 試作品の社内評価	社 内・全員			→			
⑥ 試作品のユーザー評価	ユーザー				→		
⑦ 商品化・完成の判定	社 内・社長					→ ★	

開発体制(例)



※ 各部署の作業分担などを記載する。

具体的な内容 (その2)

その2：将来の展望（事業化に向けて想定している市場及び期待される効果）

- ① 本事業の成果が寄与すると想定している具体的なユーザー、マーケット及び市場規模等について、その成果の価格的・性能的な優位性・収益性や現在の市場規模も踏まえて記載してください。
- ② 本事業の成果の事業化見込みについて、目標となる時期・売上規模・量産化時の製品等の価格等について簡潔に記載してください。
- ③ 必要に応じて図表や写真等を用い、具体的かつ詳細に記載してください。

（補助事業と関連するクラウドファンディングの活用実績）

※プロジェクトを掲載したURL（[一般社団法人日本クラウドファンディング協会](#)会員等が提供するクラウドファンディングサービス等）を記載して下さい。

※バイオマス製品等、環境に配慮したビジネスに取り組んでいる企業の場合、100字程度で取組概要を記載して下さい。

- ここでは、補助事業が完了した後に、その製品やサービスをどのようにして自社の事業の成長につなげていくかの段階を具体的に説明して、実際の営業活動を展開し事業を伸ばして行くかを記載して下さい。
また、市場の動向や市場規模などを把握していくか等々記載して下さい。
- その結果が「会社全体の事業計画」の数字へと繋がって行くことになります。
- ここでも、政府の白書や記事、各種のグラフなど視覚と理論に訴えて行きます。

会社全体の事業計画 (その3)

その3：会社全体の事業計画

(単位：円)

	基準年度※ [21年3月期]	1年後 [22年3月期]	2年後 [23年3月期]	3年後 [24年3月期]	4年後 [25年3月期]	5年後 [26年3月期]
① 売上高	91,240,808	105,000,000	108,000,000	112,000,000	121,000,000	129,000,000
② 営業利益	-13,954,888	1,877,732	1,624,736	3,215,48	5,083,23	6,384,137
③ 経常利益	1,953,701	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
④ 人件費	48,357,053	45,000,000	47,000,000	49,000,000	51,000,000	53,000,000
⑤ 減価償却費	16,226,823	12,122,268	10,975,264	8,184,511	7,766,764	7,165,863
付加価値額(②+④+⑤)	50,628,988	59,000,000	59,600,000	60,400,000	63,850,000	66,550,000
伸び率(%)		16.5	17.7%	19.2%	26.1%	31.4%
⑥ 設備投資額	0	3,500,000				
⑦ 給与支給総額						
伸び率(%)						

① 会社全体の事業計画(表)における「付加価値額」や「給与支給総額」等について、数字の算出根拠(実現の道筋)を明記してください。

② 本事業計画(表)で示した数値は、補助事業終了後に、事業化状況等報告において伸び率の達成状況の確認を行います。

※基準年度には、申請締切日から6ヶ月前の日以降の決算の実績値又は見込み値を入力してください。

※見込みの数字を入れた場合は、交付申請時等、実績値が判明次第、実績の数字に置き換えて、付加価値額や給与支給総額等の伸び率の達成状況を確認します。

- ① 会社全体の事業計画(表)における「付加価値額」や「給与支給総額」等について、**数字の算出根拠**(実現の筋道)を明記してください。
- ② 本事業計画(表)で示した数値は、補助事業終了後に、事業化状況等報告において**伸び率の達成状況の確認**を行います。

算出根拠(重要)

- ① 会社全体の事業計画(表)における「付加価値額」や「給与支給総額」等について、**数字の算出根拠**(実現の筋道)を明記してください。

●付加価値額、営業利益、人件費、給与支給総額の算出根拠

(単位：円)

	1年後 [令和4年 9月期]	2年後 [令和5年 9月期]	3年後 [令和6年 9月期]	4年後 [令和7年 9月期]	5年後 [令和8年 9月期]
①売上高	195,269,232	203,080,001	211,203,201	219,651,329	228,437,383
A 製造原価 (a+b+c+d+e)	134,354,094	138,640,357	143,002,407	148,454,086	153,999,372
a) 材料費	36,000,000	37,000,000	39,000,000	42,000,000	45,000,000
b) 労務費	40,152,027	42,296,918	44,517,595	46,827,899	49,231,815
c) 外注加工費	37,000,000	37,500,000	38,000,000	38,500,000	39,000,000
d) 減価償却費	5,202,067	4,843,439	4,484,812	4,126,187	3,767,557
e) その他製造経費	16,000,000	17,000,000	17,000,000	17,000,000	17,000,000
B 売上総利益 (①-A)	60,915,138	64,439,644	68,200,794	71,197,243	74,438,011
C 一般管理費 (f+g+h+i+j+k+l)	60,747,166	62,907,735	65,209,675	66,646,609	68,222,284
f) 役員報酬	15,420,000	15,500,000	15,600,000	15,700,000	15,800,000
g) 給与手当	3,800,000	3,950,000	4,100,000	4,260,000	4,430,000
h) 賞与	500,000	520,000	540,000	560,000	580,000
i) 法定福利費	8,245,156	8,572,952	8,915,070	9,272,072	9,644,555
j) 福利厚生費	700,000	730,000	760,000	790,000	820,000
k) 減価償却費	1,500,000	1,400,000	1,300,000	1,200,000	1,100,000
l) その他経費	30,582,010	32,234,783	33,994,605	34,864,537	35,847,729
②営業利益 (B-C)	167,972	1,531,909	2,991,119	4,550,634	6,215,727
④人件費 (b+f+g+h+i+j)	68,817,183	71,569,870	74,432,665	77,409,971	80,506,370
⑤減価償却費 (d+k)	6,702,067	6,243,439	5,784,812	5,326,187	4,867,557
付加価値額 (②+④+⑤)	75,687,222	79,345,218	83,208,596	87,286,792	91,589,654
給与支給総額 (b+f+g+h)	59,872,027	62,266,918	64,757,595	67,347,899	70,041,815

申請書作成上の注意事項

- ① 審査員は**全ての専門家ではない**！従って、審査員が一度読んで内容がよく理解できるように、**分かり易く記載**すること。
専門用語、業界用語は使わない。使う場合には（）内に**注釈**を付ける
- ② 事業計画書を作成する前に事業の開始から完了までをイメージして**ストーリー**を作ること。
- ③ **公募要領を熟読**する。必要なことは公募要領に書いてある。
確認しながら記載する。
- ④ 「**審査項目**」は絶対に読み落とさないこと。設問になっているのでよく理解し計画書内で**答えを漏らさない**こと。
- ⑤ 「事業計画書」には文字だけで書かないで**写真、図面、ポンチ絵、グラフ**なども使って説明する。**比較表**も有効。
- ⑥ 事業計画書が出来たら内容を知らない人に読んでもらい**アドバイス**を貰う。内容が分からない場合には**何度もブラッシュアップ**する。
- ⑥ 事業計画書は「その1」「その2」「その3」を含めて**10頁以内**に収めること。

審査項目について（重要）

- ① 審査員は「審査項目」に基づいて審査し採点します。
「技術面」「事業化面」「政策面」の合計で100点満点です。
これに「加点項目」の点数を加えた「合計点」で評価されます。
- ② 審査項目を無視した記載については採点されません。
各審査項目の内容を十分に読み、頭に置きながら申請書
（事業計画書）を記載してください。
審査項目（設問）に対して絶対に漏らさないように対応
して記載して下さい。
- ④ 審査項目への対応記載は極力本文中にて記載して下さい。
記載できない場合には本文最後に別途記載して下さい。
- ⑤ 次頁以降の朱記部分はそのキーワードです。

審査項目（適格性）

（もP.33）

（1） 補助対象事業としての適格性

- 「5. 補助対象事業の申請要件、申請枠及び補助率等」を満たすか。
（P.12参照）
- 3～5年計画で「付加価値額」年率平均3%以上の増加等を達成する取組であるか。
なお、「応募者の概要」に記載いただいた内容は、審査に考慮されません。
- 補助事業の実施場所（工場や店舗等）を有していることが必須
- 事業の主たる課題の解決そのものを委託せず、自社で実施すること。
- 試作品等の製造・開発の主たる部分を他社に委託しないこと。

審査項目（技術面）（－１）（もP.33）

（２）技術面（赤文字はキーワード）

- ① **新製品・新サービス**（既存技術の転用や隠れた価値の発掘（設計・デザイン、アイデアの活用等を含む））の**革新的な開発**となっているか。

「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」

又は「中小企業の特定ものづくり基盤技術の高度化に関する指針」に沿った取組みであるか。

審査項目（技術面）（- 2）（もP.33）

- ② 試作品・サービスモデル等の開発における課題が明確になっているとともに、補助事業の目標に対する達成度の考え方を明確に設定しているか。
- ③ 課題の解決方法が明確かつ妥当であり、優位性が見込まれるか。
- ④ 補助事業実施のための体制及び技術的能力が備わっているか。

審査項目（事業化面）

（もP.33）

（3）事業化面

- ① 補助事業実施のための社内外の体制（人材、事務処理能力、専門的知見等）や最近の財務状況等から、補助事業を適切に遂行できると期待できるか。
金融機関等からの十分な資金の調達が見込まれるか。
- ② 事業化に向けて、市場ニーズを考慮するとともに、補助事業の成果の事業化が寄与するユーザー、マーケット及び市場規模が明確か。クラウドファンディング等を活用し、市場ニーズの有無を検証できているか。
- ③ 補助事業の成果が価格的・性能的に優位性や収益性を有し、かつ、事業化に至るまでの遂行方法及びスケジュールが妥当か。
- ④ 補助事業として費用対効果（補助金の投入額に対して想定される売上・収益の規模、その実現性等）が高いか。

審査項目（政策面）（-1）（もP.33）

（4）政策面

- ① 地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、地域の事業者等や雇用に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域の経済成長（大規模災害からの復興等を含む）を牽引する事業となることが期待できるか。
- ② ニッチ分野において、適切なマーケティング、独自性の高い製品・サービス開発、厳格な品質管理などにより差別化を行い、グローバル市場でもトップの地位を築く潜在性を有しているか。
- ③ 異なるサービスを提供する事業者が共通のプラットフォームを構築してサービスを提供するような場合など、単独では解決が難しい課題について複数の事業者が連携して取組むことにより、高い生産性向上が期待できるか。異なる強みを持つ複数の企業等（大学等を含む）が共同体を構成して製品開発を行うなど、経済的波及効果が期待できるか。また、事業承継を契機として新しい取組を行うなど経営資源の有効活用が期待できるか。

審査項目（政策面）（-2）（もP.34）

- ④ 先端的なデジタル技術の活用、低炭素技術の活用、環境に配慮した事業の実施、経済社会にとって特に重要な技術の活用、新しいビジネスモデルの構築等を通じて、我が国のイノベーションを牽引し得るか。
- ⑤ ウィズコロナ・ポストコロナに向けた経済構造の転換、事業環境の変化に対応する投資内容であるか。また、成長と分配の好循環を実現させるために、有効な投資内容となっているか。
- ※ (5)グリーン枠、(6)グローバル枠、(7)大幅賃上げ特例については別途項目があります。詳しくは公募要領参照。

（8）加点項目

- ① 成長性加点：「有効な期間の『**経営革新計画**』※の承認を取得した事業者」
- ② 政策加点：（※申請書、承認書のPDFが必要）
 - ②-1：「**創業・第二創業後間もない事業者**（5年以内）」
※ 会社成立の年月日（個人事業主の場合は開業日）又は代表取締役の就任日が公募開始日から**5年以内**である場合に対象となります。なお、個人事業主や組合にあっては「第二創業」の加点はありません。
個人事業主の営む事業を承継する場合は承継者の「創業」として申請下さい。
 - ②-2：「**パートナーシップ構築宣言**を行っている事業者」
 - ②-3：再生事業者（本事業における再生事業者の定義は別紙4の通り）
 - ②-4：「**デジタル技術の活用及びDX推進の取り組み状況**」（デジタル枠のみ）
 - ②-5：令和4年度に**健康経営優良法人**に認定された事業者
 - ②-6：**J-Startup、J-Startup地域版**に認定された事業者
 - ②-7：「**新規輸出1万者支援プログラム**」に登録した事業者（グローバル市場開拓枠のうち、②海外市場開拓（JAPANブランド）類型のみ）
 - ②-8：取引先の事業者がグリーンに係る**パートナーシップ構築宣言**をしている事業者（グリーン枠のみ）

審査項目（加点項目） - 2 （も P.35）

③ 災害等加点：「有効な期間の『**事業継続力強化計画**』※の認定を取得した事業者」（※申請書、承認書のPDFが必要）

④ 賃上げ加点等：

④-1: 「事業計画期間において、給与支給総額を**年率平均 2%以上**増加させ、かつ、事業場内最低賃金を地域別**最低賃金 + 60円以上**の水準にする計画を有し、事務局に誓約書を提出している事業者」、又は、「事業計画期間において、給与支給総額を**年率平均 3%以上**増加させ、かつ、事業場内最低賃金を地域別**最低賃金 + 90円以上**の水準にする計画を有し、事務局に誓約書を提出している事業者」に対して加点を行います。

④-2: 「被用者保険の適用拡大の対象となる中小企業が制度改革に先立ち任意適用に取り組む場合」

※ 枠により、加点項目の数異なります。（詳しくは公募要領を参照）

※ 加点項目の一部については、**エビデンスとなる添付書類を提出**して下さい。

※ 審査の結果、各要件に合致した場合にのみ加点されます。

審査項目（減点項目）

（も P.36）

（7）減点項目

- ① 応募締切日から過去3年間に、類似の補助金*の交付決定を1回以上受けている場合。（過去3年間に、既に2回以上交付決定を受けた事業者は申請対象外となります。）

* 平成30年度補正ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業、令和元年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業、令和二年度補正・令和二年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業。

- ② 回復型賃上げ・雇用拡大において、繰越欠損金によって課税所得が控除されることで申請を満たしている場合。

経営革新計画・事業継続力強化計画（重要）

審査項目の「**加点項目**」にある「**経営革新計画**」「**事業継続力計画**」については特に重要です。

審査員は「**審査項目**」を使って**審査し採点**します。

「**技術面**」「**事業化面**」「**政策面**」の合計で**100点満点**です。
これに「**加点項目**」の点数を加えた「**合計点**」で**評価**されます。

加点項目の「**経営革新計画**」は自社の経営全体の革新計画（通常5年計画）でありその計画を**都道府県知事**が「**承認**」します。

その一部として「**ものづくり補助金**」として申請する訳ですので審査員に与えるインパクトは「**加点**」の**点数以上に大きい**と思われます。

「**事業継続力計画**」も**しかり**であり、**重要**です。

「**経営革新計画**」は各都道府県に申請窓口があります。（次頁参照）
申請書を記載した後窓口**に連絡してヒアリング**を受けて下さい。窓口では「**承認を受けれるまで**」アドバイス**を続けて呉れます**。

「**事業継続力強化計画**」は下記からオンラインで申請できます。

⇒ [事業継続力強化計画](#)

経営革新計画（－1）

「経営革新」の定義

（定義）「事業者が**新事業活動**を行うことにより、その**経営の相当程度の向上**を図ること」

I 新事業活動とは

・以下6つの「**新たな取り組み**」を言います。

- ① **新商品の開発又は生産**
- ② **新役務（サービス）の開発又は提供**
- ③ **商品の新たな生産又は販売の方式の導入**
- ④ **役務（サービス）の新たな提供の方式の導入**
- ⑤ **技術に関する研究開発及びその成果の利用**
- ⑥ **その他の新たな事業活動**

<https://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/keiei/>（大阪府窓口）

https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/ie04_000000017.html（兵庫県窓口）

<https://www.pref.kyoto.jp/sangyo-sien/keiei-kakusin.html>（京都府窓口）

経営革新計画（－２）

Ⅱ. 経営の相当程度の向上とは

- 経営革新による経営の相当程度の向上を示す**指標**として、**付加価値額**（又は一人当たり付加価値額）と**給与支給総額**があります。
 - **付加価値額**＝営業利益＋人件費＋減価償却費
（一人当たり付加価値額は、付加価値額を従業員数で除したものの）
 - **給与支給総額**＝給料＋賃金＋賞与＋各種手当
- また、事業期間の最終年において、直近期末の各数値と比較して、以下の伸び率をともに満たすことが必須。

事業期間の最終年	付加価値額又は一人当たりの付加価値額の伸び率	給与支給総額の伸び率
事業期間 3 年	9 % 以上	4.5 % 以上
事業期間 4 年	12 % 以上	6.0 % 以上
事業期間 5 年	15 % 以上	7.5 % 以上

経営革新計画（-3）

● 承認手続き

- (1) 対象者の要件、計画の内容、申請手続き、申請窓口、支援措置の内容について下記に問合せ

都道府県担当部局

（兵庫県：産業労働部 地域経済課 078-362-3313

（大阪府：大阪府商工労働部中小企業支援室経営支援課経営革新グループ 06-6941-0351 内線2634）

中小企業支援センター、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会へ相談可

- (2) 申請書は都道府県担当部局にある。都道府県により運営が違うので要注意。
上の担当部局にて相談、内容確認などがして貰えるが予約して訪問が必要。

- (3) 申請書提出先は上記都道府県担当部局

- (4) 支援機関等による審査があり、助成措置が決定される。

※ 認証には2～3ヶ月掛かることもありますので早めの申請が必要です。

事業継続力強化計画（-1）

- 「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部改正する法律（中小企業強靱化法）」に基づき施行される。
- 防災・減災への取り組みを「事業継続強化計画」にとりまとめ、国（経済産業大臣）が認定する。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>（詳細）

[事業継続力強化計画の手引き](#) ← ここから入ります。

事業継続力強化計画（-2）

● 要求される記載事項

- (1) ハザードマップなどを活用した**自然災害リスクの確認方法**
- (2) 安否確認や避難の実施方法など、発災時の**初動対応の手順**
- (3) 人員確保、建物・設備の確保、資金繰り対策、情報保護に向けた**具体的な事前対策**
- (4) **訓練の実施**や**計画見直し**など

※ [事業継続力強化計作成画指針（PDF）](#)

※ [事業継続力強化企画基本方針（PDF）](#)

※システムを利用する場合は、GビズIDアカウントが必要となります。

※ 個別支援（ハンズオン支援）が受けられる。

中小企業強靱化対策事務局

☎ 03-6213-2400

メール：info_kyojinka@tohatsu.co.jp

まとめ

- ① 「基本要件」は満たしているか？
- ② この補助事業で解決できる「課題」はあるか？
- ③ 「単価50万円」以上の設備投資はあるか？
- ④ 補助事業の実施場所（工場や店舗等）を自社で有しているか？
- ⑤ 申請書作成に当たっては分かり易く丁寧に記載しているか？
審査員は全てにおいての「専門家」ではありません。
審査員によく理解してもらえないと良い点数は貰えません。
- ⑤ 「会社全体の事業計画」における「付加価値額」等の算出については、
算出根拠を添付しているか？
- ⑥ 「審査項目」の設問に対する回答は適正か？
- ⑦ 「経営革新計画」の申請書・承認証はあるか？
- ⑧ 「事業継続力強化計画」の申請書・承認証はあるか？
- ⑨ 第三者に「事業計画書」の確認をして貰ったか？
- ⑩ 事業計画書は10ページに収まっているか？

【お問合せ先】

(もP.2)

- 応募に関する不明点は、ものづくり補助金事務局サポートセンターまでお問合せください。問い合わせが集中した場合、回答に時間を要する可能性がありますので、ご了承ください。

〈ものづくり補助金事務局サポートセンター〉

受付時間：10：00～17：00（土日祝日を除く）

電話番号：050－8880－4053

メールアドレス：

公募要領に関するお問い合わせ：monohojo@pasona.co.jp

電子申請システムの操作に関するお問い合わせ：

monodukuri-r1-denshi@gw.nsw.co.jp

- **GビズID**に関する問い合わせは、GビズIDのホームページをご参照ください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

③ 事業再構築補助金

<https://jigyuu-saikouchiku.go.jp/>

5,800 億円

第 9 回締切分

公募開始：令和 5 年 1 月 1 6 日（月）

申請受付：令和 5 年 2 月 1 5 日（水）

応募締切：令和 5 年 3 月 2 4 日（金）

採択発表：令和 5 年 6 月上旬～中旬頃を予定

事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売上の回復が期待し難い中、ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するために**新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編**又はこれらの取組を通じた**規模の拡大**等、思い切った**事業再構築**に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援することで、**日本経済の構造転換を促す**ことを目的とします。

どんなものに使えるか？

- コロナなどの影響により停滞した業績を回復するために行う**新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編**する事業
- もの補助などでは使えない「**建物費**」にも使える。
(建物の建設・改修費用)
- その外はほとんど「ものづくり補助金」と変わらない

【補助対象事業の類型 ① 通常枠】

(再P-10)

項目	要件
概要	新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す中小企業等の新たな挑戦を支援。
補助金額	<p>【従業員数20人以下】 100万円～2,000万円</p> <p>【従業員数21～50人】 100万円～4,000万円</p> <p>【従業員数51～100人】 100万円～6,000万円</p> <p>【従業員数101人以上】 100万円～8,000万円</p>
補助率	<p>中小企業者等 2/3 (6,000万円超は1/2 (※))</p> <p>中堅企業等 1/2 (4,000万円超は1/3 (※))</p>
補助事業実施期間	交付決定日～12か月以内 (ただし、採択発表日から14か月後の日まで)
補助対象経費 (P-24)	建物費、機械装置・システム構築費 (リース料を含む)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費

※ 補助金額によって補助率が異なりますのでご注意ください。

- ① 「通常枠」の他に以下の枠がある。(詳しくは**公募要領**をお読み下さい)
- ② 「大規模賃金引上げ枠」
多くの従業員を雇用しながら、継続的な賃金引上げに取り組むとともに、従業員を増やして生産性を向上させる中小企業等の事業再構築を支援。
- ③ 「回復・再生応援枠」
新型コロナウイルスの影響を受け、引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む中小企業等の事業再構築を支援。
- ④ 「最低賃金枠」
最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい中小企業等の事業再構築を支援。
- ⑤ 「グリーン成長枠」
研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う中小企業等の事業再構築を支援。
- ⑥ 「緊急対策枠」
原油価格・物価高騰等の、予期せぬ経済環境の変化の影響を受けている中小企業等の事業再構築を支援。

補助対象事業の要件

(再P-12)

事業類型	要件
通常枠	<p>①事業再構築指針に示す「事業再構築」の定義に該当する事業であること【事業再構築要件】</p> <p>②2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年又は2020年1月～3月）の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること等【売上高等減少要件】</p> <p>（※）売上高に代えて付加価値額を用いることも可能です。詳細については、P16の「（2）【売上高等減少要件】について」を参照してください。</p> <p>③事業計画を認定経営革新等支援機関と策定すること。補助金額が3,000万円を超える案件は認定経営革新等支援機関及び金融機関（金融機関が認定経営革新等支援機関であれば当該金融機関のみでも可）と策定していること【認定支援機関要件】</p> <p>④補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%以上増加する見込みの事業計画を策定すること【付加価値額要件】</p>

事業再構築要件

(再P-15)

① 新分野展開	中小企業等が主たる業種（売上高構成比率の最も高い事業が属する、総務省が定める日本標準産業分類に基づく大分類の産業をいう。以下同じ。）又は主たる事業（売上高構成比率の最も高い事業が属する、総務省が定める日本標準産業分類に基づく中分類以下の産業をいう。以下同じ。）を変更することなく、 新たな製品を製造し又は新たな商品若しくはサービスを提供 することにより、 新たな市場に進出 することをいう。
②事業転換	中小企業等が 新たな製品を製造し又は新たな商品若しくはサービスを提供 することにより、主たる 業種 を変更することなく、 主たる事業 を変更することをいう。
③業種転換	中小企業等が 新たな製品を製造し又は新たな商品若しくはサービスを提供 することにより、 主たる業種を変更 することをいう。
④業態転換	製品又は商品若しくはサービスの製造方法又は提供方法を相当程度変更 することをいう。
⑤事業再編	会社法上の 組織再編行為 （合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業譲渡）等を補助事業開始後に行い、 新たな事業形態のもとに、新分野展開、事業転換、業種転換又は業態転換 のいずれかを行うことをいう。

「事業再構築指針」 (https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/index.html)

売上高等減少要件

(再P-16)

応募申請にあたり、以下の点に留意してください。

ア. 「2020年4月以降の連続する6か月間のうち、**任意の3か月の合計売上高**が、**コロナ以前**（2019年又は2020年1月～3月）の**同3か月の合計売上高**と比較して**10%以上減少**していること」を満たさない場合には、以下の要件を満たすことでも申請可能です。

2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計付加価値額が、コロナ以前（2019年又は2020年1月～3月）の同3か月の合計付加価値額と比較して15%以上減少していること。

イ. 「任意の3か月」とは「2020年4月以降の連続する6か月間」の範囲内であれば連続した3か月である必要はありません。

ウ. 「コロナ以前の同3か月」とは、原則、事業者が任意で選択した3か月と2019年1月～12月又は2020年1月～3月の同3か月とします。

付加価値額要件

- ア. 付加価値額とは、営業利益、人件費、減価償却費を足したものをいいます。
- イ. 成果目標の比較基準となる付加価値額は、補助事業終了月の属する（申請者における）決算年度の付加価値額とします。

事業終了後 3～5年で、付加価値額の年率平均3.0%（【グリーン成長枠】については5.0%）以上、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%（【グリーン成長枠】については5.0%）以上の増加を見込む事業計画を策定する必要があります。

認定支援機関要件

(再P17)

- ・応募申請にあたり、以下の点に留意してください。
 - ア. 事業計画は、認定経営革新等支援機関とご相談の上策定してください。
 - イ. 事業計画を認定経営革新等支援機関と策定し、「認定経営革新等支援機関による**確認書**」を提出してください。
 - ウ. 補助金額が**3,000万円以下**の事業計画は、認定経営革新等支援機関（地域金融機関、税理士等）と、補助金額が**3,000万円を超える**事業計画は、**金融機関**及び**認定経営革新等支援機関**（金融機関が認定経営革新等支援機関であれば当該金融機関のみでも可）と共同で策定する必要があります。**3,000万円を超える事業計画**は、「**金融機関による確認書**」を提出してください。
 - エ. 新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、認定経営革新機関等にご相談される際は、オンライン会議で行うことや、事前に電話等で問い合わせをした上でご訪問されることを推奨します。

審査項目 ・ 加点項目

(再P.39)

(1) 補助対象事業としての**適格性**

「4. 補助対象事業の要件」を満たすか。補助事業終了後3～5年計画で「付加価値額」**年率平均3.0%**（（【グリーン成長枠】については5.0%））以上の増加等を達成する取組みであるか。

(2) **事業化点**

- ① 本事業の目的に沿った事業実施のための**体制**（人材、事務処理能力等）や**最近の財務状況**等から、**補助事業を適切に遂行できる**と期待できるか。また、金融機関等からの**十分な資金の調達**が見込めるか。
※複数の事業者が連携して申請する場合は連携体各者の財務状況等も踏まえ採点します。
- ② 事業化に向けて、競合他社の動向を把握すること等を通じて**市場ニーズ**を考慮するとともに、補助事業の**成果の事業化**が寄与する**ユーザー、マーケット**及び**市場規模**が明確か。**市場ニーズの有無**を検証できているか。
- ③ 補助事業の成果が**价格的・性能的に優位性**や**収益性**を有し、かつ、事業化に至るまでの**遂行方法及びスケジュール**が**妥当**か。補助事業の**課題が明確**になっており、その課題の**解決方法が明確かつ妥当**か。

- ④ 補助事業として**費用対効果**（補助金の投入額に対して増額が想定される付加価値額の規模、生産性の向上、その実現性等）が高いか。その際、現在の自社の**人材、技術・ノウハウ**等の**強み**を活用することや既存事業との**シナジー効果**が期待されること等により、**効果的な取組**となっているか。

(3) 再構築点

- ① **事業再構築指針**に沿った取組みであるか。また、**全く異なる業種**への**転換**など、**リスクの高い、思い切った大胆な事業の再構築**を行うものであるか。※複数の事業者が連携して申請する場合は、連携体構成員が提出する「連携体各者の事業再構築要件についての説明書類」も考慮し採点します。
- ② 既存事業における**売上の減少**が著しいなど、新型コロナウイルスや足許の原油価格・物価高騰等の**経済環境の変化**の影響で**深刻な被害**が生じており、**事業再構築を行う必要性**や**緊要性**が高いか。
- ③ **市場ニーズ**や**自社の強み**を踏まえ、**「選択と集中」**を戦略的に組み合わせ、**リソースの最適化**を図る取組であるか。
- ④ **先端的なデジタル技術**の活用、**新しいビジネスモデル**の構築等を通じて、**地域のイノベーションに貢献**し得る事業か。
- ⑤ 本補助金を活用して新たに取り組む事業の内容が、**ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化**に対応した、**感染症等の危機に強い事業**になっているか。

(4) 政策点

- ① ウィズコロナ・ポストコロナ時代の**経済社会の変化**に伴い、今後より**生産性の向上**が見込まれる分野に**大胆に事業再構築**を図ることを通じて、日本経済の**構造転換を促す**ことに資するか。
- ② 先端的な**デジタル技術の活用**、**低炭素技術の活用**、経済社会にとって**特に重要な技術の活用**等を通じて、我が国の**経済成長を牽引**し得るか。
- ③ 新型コロナウイルスが**事業環境に与える影響**を乗り越えて**V字回復**を達成するために**有効な投資内容**となっているか。
- ④ **ニッチ分野**において、適切な**マーケティング**、**独自性の高い製品・サービス開発**、**厳格な品質管理**などにより**差別化**を行い、グローバル市場でも**トップの地位**を築く潜在性を有しているか。
- ⑤ 地域の特性を活かして**高い付加価値**を創出し、地域の事業者等に対する**経済的波及効果**を及ぼすことにより、**雇用の創出**や**地域の経済成長**（大規模災害からの復興等を含む）を牽引する事業となることが期待できるか。
- ⑥ 異なるサービスを提供する事業者が**共通のプラットフォーム**を構築してサービスを提供するような場合など、**単独では解決が難しい課題**について**複数の事業者が連携**して取組むことにより、**高い生産性向上**が期待できるか。また、**異なる強み**を持つ複数の企業等（大学等を含む）が**共同体を構成**して製品開発を行うなど、**経済的波及効果**が期待できるか。

(5) グリーン成長点（グリーン成長枠に限る）

（省略）

(6) 加点項目

【大きく売上が減少しており業況が厳しい事業者に対する加点】

- ① 2021年10月以降のいずれかの月の売上高が対2020年又は2019年同月比で**30%以上減少**していること（又は、2021年10月以降のいずれかの月の付加価値額が、対2020年又は2019年同月比で**45%以上減少**していること）。

(7) 減点項目等

【グリーン成長枠】

既に**過去の公募回**で**採択又は交付決定**を受けている場合には、一定の減点を受けることとなります。加えて、別事業要件及び能力評価要件についても審査され、**追加での減点**となる場合もあります。これらについては、別事業要件及び能力評価要件の説明書に基づき評価されます。

【複数の事業者が連携して事業に取り組む場合】

連携体の**必要不可欠性**について審査された結果、減点の対象となる場合があります。これについては、**連携の必要性を示す書類**（代表申請者用）に基づき審査されます。

補助事業の具体的取組内容

(再P.32)

1：補助事業の具体的取組内容

- ① 現在の事業の状況、強み・弱み、機会・脅威、事業環境、事業再構築の必要性、**事業再構築の具体的内容**（提供する製品・サービス、導入する設備、工事等）、今回の補助事業で実施する**新分野展開**や**業態転換**、**事業・業種転換**等の取組、**事業再編**又はこれらの取組について**具体的に**記載してください。

事業実施期間内に投資する**建物の建設・改修等の予定**、**機械装置等の型番**、**取得時期**や**技術の導入**や**専門家の助言**、**研修等の時期**についても、可能な限り詳細な**スケジュール**を記載してください。

※必要に応じて、**図表や写真等**を用いて、**具体的に記載**してください。

- ② **応募申請する枠**（通常枠、大規模賃金引上枠、回復・再生応援枠、最低賃金枠、グリーン成長枠、緊急対策枠）と**事業再構築の種類**（「事業再編型」、「業態転換型」、「新分野展開型」、「事業転換型」、「業種転換型」）に応じて、**「事業再構築指針」**に沿った**事業計画**を作成してください。どの種類の**事業再構築の類型**に応募するか、**どの種類の再構築**なのかについて、**事業再構築指針**とその手引きを確認して、**具体的に記載**してください。

- ③ 補助事業を行うことによって、どのように**他者**、**既存事業と差別化し競争力強化**が実現するかについて、その**方法**や**仕組み**、**実施体制**など、具体的に記載してください。
- ④ **既存事業の縮小又は廃止**、省人化により、**従業員の解雇**を伴う場合には、**再就職支援の計画**等の従業員への**適切な配慮**の取組について具体的に記載してください。
- ⑤ 個々の事業者が**連携して遂行**する事業である場合、又は、代表となる事業者が**複数の事業者の取り組みを束ねて一つの事業計画**として申請を行う場合は、**事業者ごとの取組内容**や補助事業における**役割**等を具体的に記載してください。

2：将来の展望（事業化に向けて想定している市場及び期待される効果）

- ① 本事業の成果が寄与すると想定している具体的な**ユーザー**、**マーケット**及び**市場規模**等について、その成果の**価格的・性能的な優位性**・**収益性**や**課題**や**リスクとその解決方法**などを記載してください。
- ② 本事業の成果の**事業化見込み**について、目標となる**時期**・**売上規模**・**量産化時の製品等の価格**等について簡潔に記載してください。
- ③ 必要に応じて**図表**や**写真**等を用い、具体的に記載してください。

3 : 本事業で取得する主な資産

- ① 本事業により取得する**主な資産**（単価50万円以上の**建物**、機械装置・システム等）の**名称**、**分類**、**取得予定価格**等を記載してください。（補助事業実施期間中に、別途、**取得財産管理台帳**を整備していただきます。）

4 : 収益計画

- ① 本事業の**実施体制**、**スケジュール**、**資金調達計画**等について具体的に記載してください。
- ② **収益計画（表）**における「**付加価値額**」の算出については、**算出根拠**を記載してください。
- ③ **収益計画（表）**で示された数値は、補助事業終了後も、毎年度の事業化状況等報告等において**伸び率の達成状況**の確認を行います。

収益計画（表）

（単位：円）

	直近の 決算年度 [・年・月]	補助事業終 了年度 (基準年度) [・年・月]	1年後 [・年・月]	2年後 [・年・月]	3年後 [・年・月]	4年後 [・年・月]	5年後 [・年・月]
① 売上高							
② 営業利益							
③ 経常利益							
④ 人件費							
⑤ 減価償却費							
付加価値額(②+④+⑤)							
伸び率 (%)							
従業員数 (任意)							
従業員一人あたりの付加価値 額 (任意)							
従業員一人あたりの 付加価値額 伸び率 (%)							

※基準年度には、補助事業終了年度の見込み値を入力してください。

※実績値が判明次第、実績の数字に置き換えて、付加価値額の伸び率の達成状況を確認します。

※収益計画（表）における「付加価値額」の算出については、**算出根拠**を記載してください。

算出根拠(重要)

- ① 会社全体の事業計画(表)における「付加価値額」や「給与支給総額」等について、**数字の算出根拠**(実現の筋道)を明記してください。

●付加価値額、営業利益、人件費、給与支給総額の算出根拠

(単位：円)

	1年後 [令和4年 9月期]	2年後 [令和5年 9月期]	3年後 [令和6年 9月期]	4年後 [令和7年 9月期]	5年後 [令和8年 9月期]
①売上高	195,269,232	203,080,001	211,203,201	219,651,329	228,437,383
A 製造原価 (a+b+c+d+e)	134,354,094	138,640,357	143,002,407	148,454,086	153,999,372
a) 材料費	36,000,000	37,000,000	39,000,000	42,000,000	45,000,000
b) 労務費	40,152,027	42,296,918	44,517,595	46,827,899	49,231,815
c) 外注加工費	37,000,000	37,500,000	38,000,000	38,500,000	39,000,000
d) 減価償却費	5,202,067	4,843,439	4,484,812	4,126,187	3,767,557
e) その他製造経費	16,000,000	17,000,000	17,000,000	17,000,000	17,000,000
B 売上総利益 (①-A)	60,915,138	64,439,644	68,200,794	71,197,243	74,438,011
C 一般管理費 (f+g+h+i+j+k+l)	60,747,166	62,907,735	65,209,675	66,646,609	68,222,284
f) 役員報酬	15,420,000	15,500,000	15,600,000	15,700,000	15,800,000
g) 給与手当	3,800,000	3,950,000	4,100,000	4,260,000	4,430,000
h) 賞与	500,000	520,000	540,000	560,000	580,000
i) 法定福利費	8,245,156	8,572,952	8,915,070	9,272,072	9,644,555
j) 福利厚生費	700,000	730,000	760,000	790,000	820,000
k) 減価償却費	1,500,000	1,400,000	1,300,000	1,200,000	1,100,000
l) その他経費	30,582,010	32,234,783	33,994,605	34,864,537	35,847,729
②営業利益 (B-C)	167,972	1,531,909	2,991,119	4,550,634	6,215,727
④人件費 (b+f+g+h+i+j)	68,817,183	71,569,870	74,432,665	77,409,971	80,506,370
⑤減価償却費 (d+k)	6,702,067	6,243,439	5,784,812	5,326,187	4,867,557
付加価値額 (②+④+⑤)	75,687,222	79,345,218	83,208,596	87,286,792	91,589,654
給与支給総額 (b+f+g+h)	59,872,027	62,266,918	64,757,595	67,347,899	70,041,815

事前着手申請

(再P.30)

本事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化による事業活動への影響等も鑑み、早期の事業再構築を図って頂くために必要となる経費について、補助金の交付決定前であっても事務局から事前着手の承認を受けた場合は、令和3年12月20日以降に購入契約（発注）等を行った事業に要する経費も補助対象経費とすることができる。交付決定前に事業着手が承認された場合であっても、補助金の採択を約束するものではありません。また、令和3年12月19日以前に行われた購入契約（発注）等については、補助対象経費として認められません。

- ① 受付期間令和5年1月16日（月）～交付決定日まで
- ② 提出方法
応募される方は、本事業の申請とは別に、事前着手のための申請を事務局にjGrantsよりご提出ください。

※事前着手申請用URL：

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0W2x000006EpDgEAK>

まとめ

- ① 「事業再構築要件」は的確に選択できているか？
- ② 「売上高等減少要件」は満たしているか？
- ③ 「経営革新等認定支援機関」の「確認書」は取得しているか？
- ④ 「付加価値額」の要件は満たしているか？
- ⑤ 「審査項目」の設問に対する回答は適正か？
- ⑥ 「収益計画（表）」における「付加価値額」の算出については、**算出根拠**を添付しているか？
- ⑦ 事前着手申請が出来る。
- ⑧ J Grantsを使うためのGB Biz IDを取得しているか？
- ⑨ 第三者に「事業計画書」の確認をして貰ったか？
- ⑩ 申請書作成に当たっては**分かり易く丁寧に**記載しているか？
審査員は全てにおいての「専門家」ではありません。
審査員によく理解してもらえないと**良い点数**は貰えません。

【お問合せ先】

応募に関する不明点は、**事業再構築補助金事務局コールセンター**又は**サポートセンター**までお問合せください。問い合わせが集中した場合、回答に時間を要する可能性がありますので、ご了承ください。

＜事業再構築補助金事務局コールセンター＞

受付時間：9：00～18：00（日・祝日を除く）

電話番号：＜ナビダイヤル＞0570-012-088

＜IP電話用＞ **03-4216-4080**

＜電子申請の操作方法に関するサポートセンター＞

受付時間：9：00～18：00（土・日・祝日を除く）

電話番号：**050-8881-6942**

▲よくあるご質問

申請時にお問い合わせいただく質問事項をまとめております。

<https://jigyousaikouchiku.go.jp/faq.php>



④ I T 導入補助金

<https://www.it-hojo.jp/>

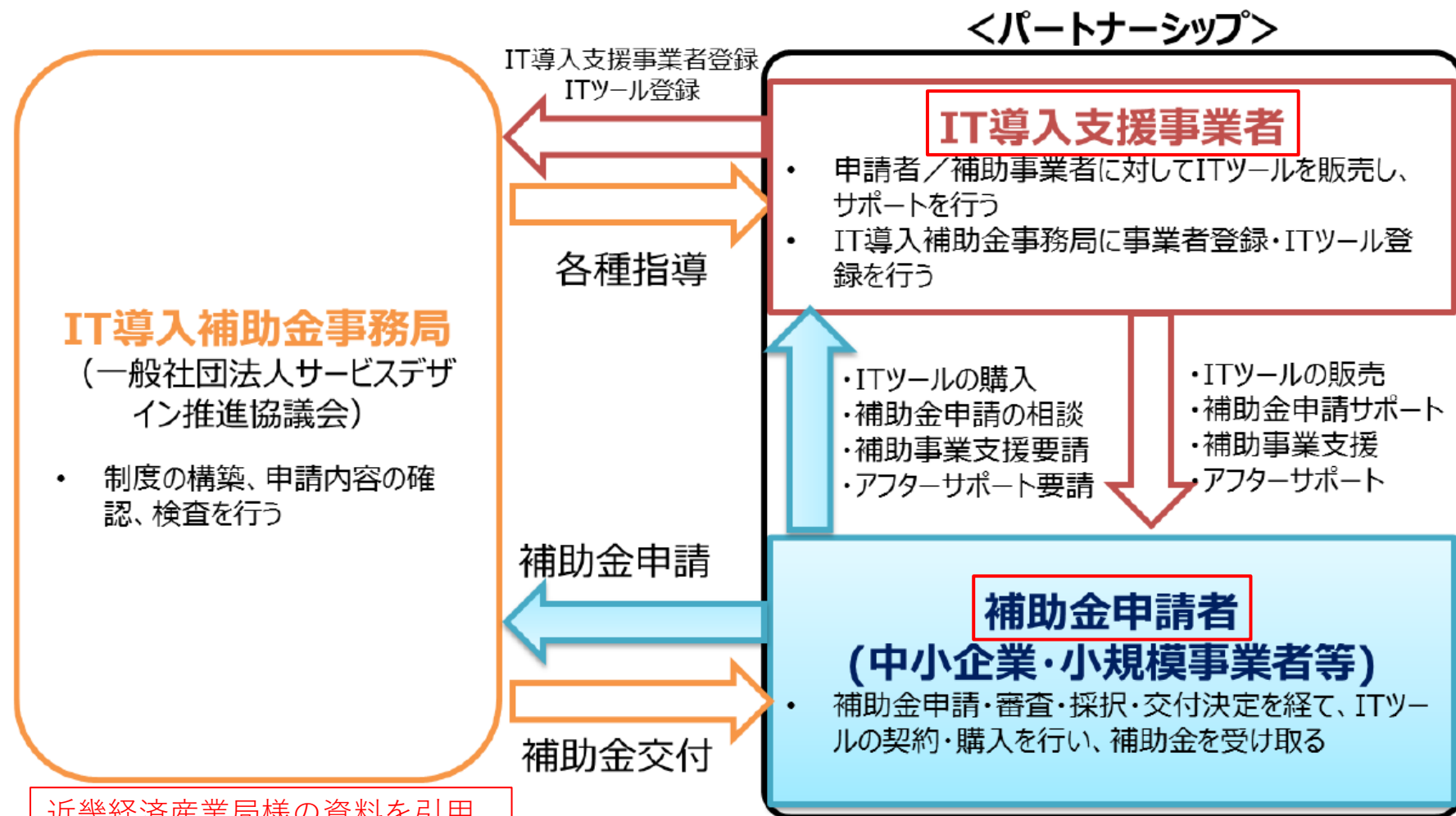
【事業目的】

中小企業・小規模事業者等のみなさまが自社の課題やニーズに合ったITツールを導入する経費の一部を補助することで、みなさまの業務効率化・売上アップをサポートするものです。

自社の置かれた環境から強み・弱みを認識、分析し、把握した経営課題や需要に合ったITツールを導入することで、業務効率化・売上アップといった経営力の向上・強化を図っていただくことを目的としています。【一般枠】

「IT導入補助金」のスキーム

- 補助金申請者（中小企業・小規模事業者等）は、IT導入補助金事務局に登録された「**IT導入支援事業者**」とパートナーシップを組んで申請することが必要。



近畿経済産業局様の資料を引用

どんなものに見えるか？

- 申請者は、IT導入補助金事務局に登録された「IT導入支援事業者」とパートナーシップを組んで申請することが必要。
- 事務局へ登録されたITツール（アプリなど）を使用していること
- ソフトウェア、クラウド利用費、導入関連費、ハードウェア購入費（一部）

※ IT導入支援事業者・ITツール検索 ← [詳細](#)

< I T 導入支援事業者とは >

I T 導入支援事業者とは、補助事業者と共に事業を実施する**パートナー**として、補助事業者に対する**I T ツール**の説明、**導入**、**運用方法**の相談等のサポート及び、補助金の交付申請や実績報告等の事務局に提出する各種申請・手続きの**サポート**を行う事業者。事務局及び外部審査委員会による審査の結果、採択された者を指す。なお、I T 導入支援事業者が提供し、かつ本事業において**登録された I T ツール**のみが補助対象となる。

< I T ツールとは >

I T ツールとは、本事業において**I T 導入支援事業者**が提供し、かつ事務局に事前登録された補助事業者の**労働生産性向上**に資する**ソフトウェア・オプション・役務**の総称。詳細については、「2 - 3 補助対象 経費の内容と、補助対象となる I T ツールの分類・要件」を確認すること。

IT導入補助金「通常枠（A・B類型）」の概要について 〈※公募終了〉

通常枠		
類型	A類型	B類型
補助額	30万円～150万円 未満	150万円～450万円
補助率	1/2	
プロセス数	1以上	4以上
対象経費	ソフトウェア、クラウド利用費、導入関連費等 ※事前に事務局に登録されるITツールのみ対象	
加点要件 必須要件	A類型では <u>加点要素</u>	B類型では <u>必須要件</u>
	事業計画期間（3年間）において、以下 ① ② を満たすこと ① 給与支給総額が年率平均 1.5% 以上向上 ② 事業場内最低賃金が地域別最低賃金 +30円 以上	

近畿経済産業局様の資料を引用

IT導入補助金「デジタル化基盤導入枠」の概要について

		デジタル化基盤導入枠			
類型	デジタル化基盤導入類型			複数社連携IT導入類型	
補助額	ITツール		PC/タブレット等	レジ・券売機等	
	5万円～50万円	50万円超～350万円	10万円以下	20万円以下	
機能要件	会計・受発注・決済・ECの機能の内、1機能以上を有するソフト	会計・受発注・決済・ECの機能の内、2機能以上を有するソフト	左記のITツールの使用に資すること		
補助率	3/4	2/3	1/2		
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費（クラウド利用料1～2年分）、ハードウェア購入費、導入関連費等 ※「複数社連携IT導入類型」のみ、事務費・専門家費が補助対象経費に追加				
加点要件 必須要件	【加点要件】 事業計画期間（3年間）において、以下①②を満たすこと ① 給与支給総額が年率平均1.5%以上向上 ② 事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上			【必須要件】 グループ全体で生産性が事業終了後2年以内に、年率平均5%以上を目指す事業計画	

※ただし、19次締切（～2/16×切）のみ補助下限が撤廃

近畿経済産業局様の資料を引用

審査項目		審査事項
事業面からの審査項目	(1)事業面の具体的な審査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自社の経営課題を理解し、経営改善に向けた具体的な問題意識を持っているか ・ 自社の状況や課題分析及び将来計画に対し、改善すべきプロセスが、導入する「ITツール」の機能により期待される導入効果とマッチしているか ・ 内部プロセスの高度化、効率化及びデータ連携による社内横断的なデータ共有・分析等を取り入れ、継続的な生産性向上と事業の成長に取り組んでいるか 等
	(2)計画目標値の審査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働生産性の向上率
政策面からの審査項目	(3)加点項目に係る取組の審査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産性の向上及び働き方改革を視野に入れ、国の推進する関連事業に取り組んでいるか ・ 国が推進する「クラウド導入」に取り組んでいるか ・ 国の推進するセキュリティサービスを選定しているか ・ インボイス制度の導入に取り組んでいるか ・ 「2-2-1 申請の対象となる事業者及び申請の要件」内、(2)申請要件(タ)に取り組んでいるか <p>※ただし、A 類型の申請者である場合に限り加点することとし、それ以外の事業者はこの限りではない。</p>

※原則として、提出された書類により審査を行う。

※内容に相違や不足等がないか提出前に十分に確認を行い事務局へ申請すること。

4-2 加点項目及び減点措置

加点対象となる取組、関連事業は以下の通り。

※本要領『別紙1：関連事業紹介』を参照。

- (1) 地域未来投資促進法の「地域経済牽引事業計画」（IT導入補助金の申請受付開始日が当該計画の実施期間内であるものに限る）の承認を取得していること。
 - (2) 交付申請時点で地域未来牽引企業に選定されており、地域未来牽引企業としての「目標」を経済産業省に提出していること。
 - (3) 導入するITツールとしてクラウド製品を選定していること。
 - (4) 導入するITツールとして「サイバーセキュリティお助け隊サービス」を選定していること。
 - (5) 導入するITツールとしてインボイス制度対応製品を選定していること。
 - (6) A 類型の申請者であって、以下の要件を全て満たす事業計画を策定し、従業員に表明していること
 - ・事業計画期間において、給与支給総額を年率平均1.5%以上増加
(被用者保険の適用拡大の対象となる中小企業・小規模事業者等が制度改革に先立ち任意適用に取り組む場合は、年率平均1%以上増加)
 - ・事業計画期間において、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）を地域別最低賃金＋30円以上の水準にする
- ※1 給与支給総額とは、全従業員（非常勤を含む）及び役員に支払った給与等（給料、賃金、賞与及び役員報酬等は含み、福利厚生費、法定福利費や退職金は除く）をいう。
- ※2 被用者保険の任意適用とは、従業員規模51名～500名（ただし、2022年10月以降は51名～100名）の企業が短時間労働者を厚生年金に加入させることを指す。

減点措置について

下記に該当する場合は、各項目ごとに審査上の減点措置を講じる。

- 1) 申請時点において、デジタル化基盤導入枠（デジタル化基盤導入類型）への交付申請が提出済である
- 2) 申請時点において、デジタル化基盤導入枠（デジタル化基盤導入類型）への交付申請が提出済であり、なおかつ選択されているツールが会計・受発注・決済・EC機能を保有するものであり、交付申請済の申請内容とツールの機能が重複している

まとめ

1. **I T 導入支援事業者**の支援を受けて進めているか？
2. 事務局に**登録された I T ツール**を使用するか？
3. 申請書作成に当たっては**分かり易く丁寧**に記載しているか？
審査員は全てにおいての「**専門家**」ではありません。
審査員によく理解してもらえないと**良い点数**は貰えません。
4. 「**地域牽引事業計画**」の承認を得ているか？
5. **審査項目**に対する説明は妥当であるか？
6. 第三者に「**事業計画書**」を読んで**確認**をして貰ったか？

IT導入補助金2022ホームページ



<https://www.it-hojo.jp/>

※公募要領等は都度更新される可能性がありますので
逐次新着情報をご確認ください。



(問合せ先)

サービス等生産性向上 IT導入支援事業 コールセンター

0570-666-424

(IP電話等からのお問合せ先：042-303-9749)

受付時間：9:30～17:30／月曜～金曜（土日祝除く）

⑤ 小規模事業者持続化補助金

<https://r3.jizokukahojokin.info/>

【事業目的】

小規模事業者※等が経営計画を自ら策定し、**商工会・商工会議所の支援**を受けながら取り組む**販路開拓を支援**

※ 常時使用する従業員数が「**商業・サービス業**(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合**5人以下**、それ以外の業種の場合**20人以下**である事業者

今後の予定

第11回 受付締切分	申請受付締切日	2023年2月20日(月)
	事業支援計画書交付の受付締切	原則2023年2月13日(月)
	事業実施期間	交付決定日から2023年9月30日(土)
	実績報告書提出期限	2023年10月10日(火)

- 上記実施期限までの間で、補助事業が終了(補助対象経費の支払いまで含みます)した時は、その日から起算して30日を経過した日、または上記「実績報告書提出期限」(必着)のいずれか早い日までに実施事業内容および経費内容を整理し、補助金事務局へ提出しなければなりません(商工会地区と商工会議所地区で提出先が異なりますので、ご注意ください)。
- 第11回受付締切分が本補助金の最終受付回の予定です。採択となった事業者は上記の補助事業実施期間に補助事業を完了できるよう十分にご留意ください。

今後の公募予定について神戸商工会議所に確認したところ、これまでの事業は第11回で終わるが、令和4年度補正予算にて継続する予定とこのことを確認致しました。

小規模事業者とは？

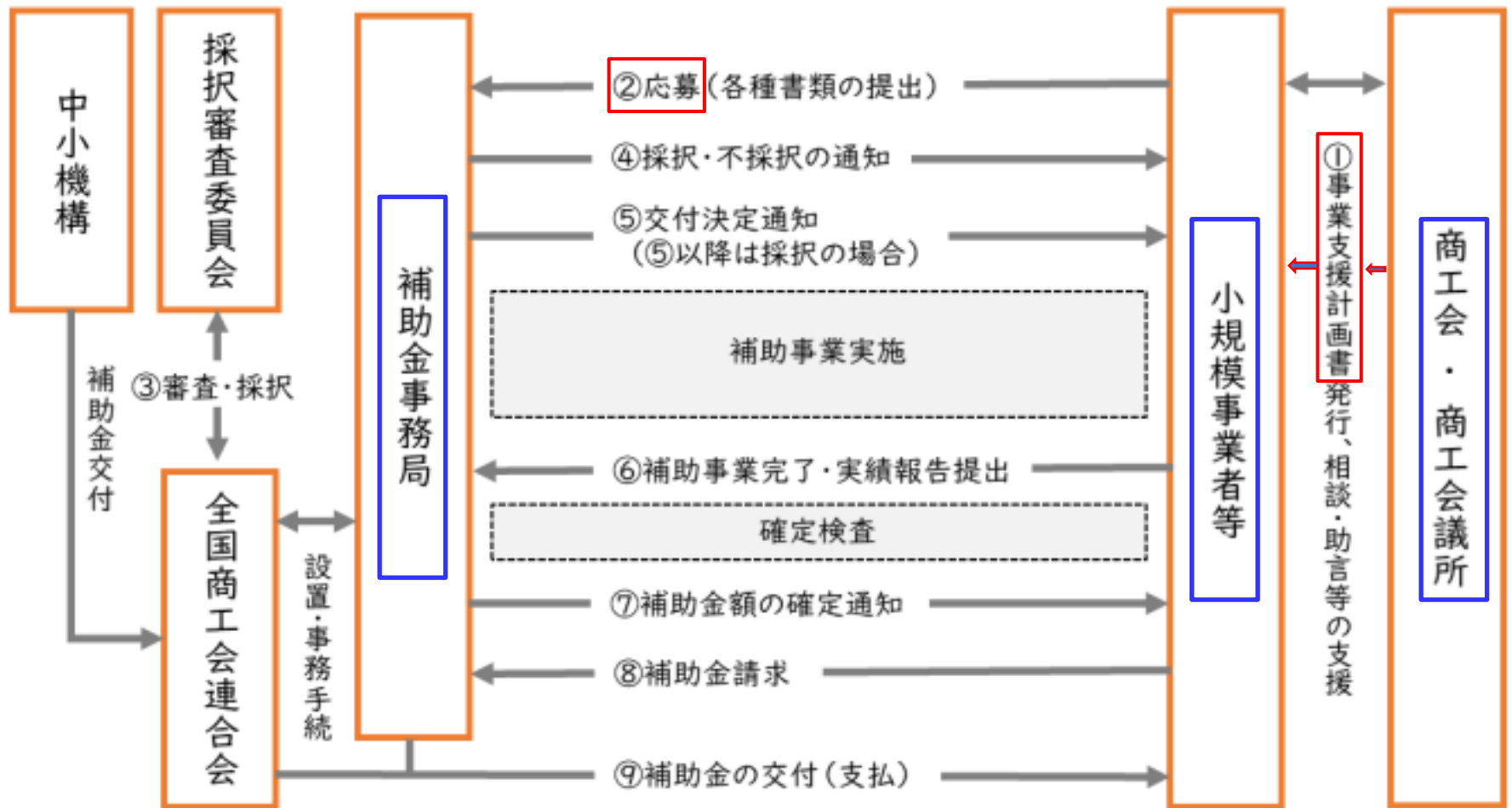
下記に該当する法人、個人事業、特定非営利活動法人が対象です。

商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)	常時使用する従業員の数 5人以下
宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

- ※ 常時使用する従業員には、会社役員や個人事業主本人、一定条件を満たすパートタイム労働者は含みません。詳細は補助金事務局ホームページの「よくある質問」を確認ください。
- ※ 特定非営利活動法人の要件や対象外の業種は、[公募要領](#) 2. 補助対象者」をご確認ください。

[小規模事業者持続化補助金ガイドブック](#)

事業スキーム図



【補助上限額】

50～200万円 ⇨ 令和4年度第2次補正予算より、免税事業者からインボイス発行事業者に転換する場合、一律に50万円の補助上限上乗せを行います。（最大250万円）

【補助率】

2 / 3（賃金引上げに取り組む事業者のうち、赤字事業者は3 / 4）

【補助対象】

店舗改装、広告掲載、展示会出展費用など

申請類型一覧



類型	概要
通常枠	小規模事業者自らが作成した経営計画に基づき、商工会・商工会議所の支援を受けながら行う販路開拓等の取組を支援。
賃金引上げ枠	販路開拓の取組みに加え、事業場内最低賃金が地域別最低賃金より+30円以上である小規模事業者 ※赤字事業者は、補助率 3/4に引上げる とともに加点を実施。
卒業枠	販路開拓の取組みに加え、雇用を増やし小規模事業者の従業員数を超えて事業規模を拡大する小規模事業者
後継者支援枠	販路開拓の取組みに加え、アトツギ甲子園においてファイナリストに選ばれた小規模事業者
創業枠	産業競争力強化法に基づく「特定創業支援等事業の支援」を受け、販路開拓に取り組む創業した小規模事業者
インボイス枠	免税事業者であった事業者が、新たにインボイス発行事業者として登録し、販路開拓に取り組む小規模事業者



持続化補助金って何？

補助率・補助上限額は？

類型	通常枠	賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠	インボイス枠
補助率	2/3	2/3 (赤字事業者については3/4)	2/3			
補助上限	50万円	200万円				100万円
追加申請要件	—	P.5~6を確認ください。				

- 販路開拓に必要な経費の一部を補助します。
- 通常枠、特別枠のいずれか1つの枠のみ申請可能です。



補助対象となる経費

下記の経費が対象となります。

内容によって対象とならない場合がありますので、

事前に [公募要領](#) 5. 補助対象経費」を必ずご確認ください。



補助対象経費科目	活用事例
①機械装置等費	補助事業の遂行に必要な製造装置の購入等
②広報費	新サービスを紹介するチラシ作成・配布、看板の設置等
③ウェブサイト関連費	ウェブサイトやECサイト等の構築、更新、改修、開発、運用に係る経費
④展示会等出展費	展示会・商談会の出展料等
⑤旅費	販路開拓(展示会等の会場との往復を含む)等を行うための旅費
⑥開発費	新商品の試作品開発等に伴う経費
⑦資料購入費	補助事業に関連する資料・図書等
⑧雑役務費	補助事業のために臨時的に雇用したアルバイト・派遣社員費用
⑨借料	機器・設備のリース・レンタル料(所有権移転を伴わないもの)
⑩設備処分費	新サービスを行うためのスペース確保を目的とした設備処分等
⑪委託・外注費	店舗改装など自社では実施困難な業務を第三者に依頼(契約必須)

※ウェブサイト関連費は、補助金交付申請額及び交付すべき補助金の額の確定時に認められる補助金総額の1/4を上限とします。ウェブサイト関連費のみによる申請はできません。

※設備処分費は、補助対象経費総額及び交付すべき補助金の額の確定時に認められる補助対象経費の総額の1/2を上限とします。設備処分費のみによる申請はできません。

③ 申請内容の審査

- 提出された申請内容について、外部有識者等により審査を行います。
- 給付金、支援金等とは異なり、要件を満たす全ての方が採択となるわけではありません。
- 必要な提出書類がすべて提出されていない場合は不採択となります。
- 審査によって、評価の高い案件から順に採択されます。
- 審査のポイントは下表を参照ください。
- 政策的観点から下表「加点一覧」については、**優先採択のための加点措置**が講じられます。

審査のポイント

- 自社の経営状況を適切に把握し、自社の製品・サービスや自社の強みも適切に把握しているか。
- 経営方針・目標と今後のプランは、自社の強みを踏まえているか。
- 経営方針・目標と今後のプランは、対象とする市場(商圈)の特性を踏まえているか。
- 補助事業計画は具体的で、当該小規模事業者にとって実現可能性が高いものとなっているか。
- 補助事業計画は、経営計画の今後の方針・目標を達成するために必要かつ有効なものか。
- 補助事業計画に小規模事業者ならではの創意工夫の特徴があるか。
- 補助事業計画には、ITを有効に活用する取り組みが見られるか。
- 補助事業計画に合致した事業実施に必要なものとなっているか。
- 事業費の計上・積算が正確・明確で、真に必要な金額が計上されているか。

<加点一覧>

加点項目	概要
パワーアップ型加点	<p>●地域資源型 地域資源等を活用し、良いモノ・サービスを高く提供し、付加価値向上を図るため、地域外への販売や新規事業のたち上げを行う計画に加点</p> <p>●地域コミュニティ型 地域の課題解決や暮らしの実需に応えるサービスを提供する小規模事業者による、地域内の需要喚起を目的とした取組等を行う計画に加点</p>
赤字賃上げ加点	賃金引上げ枠に申請する事業者のうち、 赤字 である事業者に対して加点
経営力向上計画加点	中小企業等経営強化法に基づく「 経営力向上計画 」の認定を受けている事業者に対して加点
電子申請加点	補助金申請システム(名称:J グランツ)を用いて電子申請を行った事業者に対して加点
事業承継加点	代表者の年齢が満60歳以上の事業者で、かつ、後継者候補が補助事業を中心になって行う場合に加点
東日本大震災加点	福島第一原子力発電所による被害を受けた水産加工業者等に対して加点
過疎地域加点	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に定める過疎地域に所在し、地域経済の持続的発展につながる取り組みを行う事業者に対して、加点
事業環境変化加点	ウクライナ情勢や原油価格、LPガス価格等の高騰による影響を受けている事業者に対して加点

※ [経営力強化計画](#)

まとめ

- ① 「小規模事業者」に該当するか？
- ② 「商工会議所」や「商工会」の支援を受けながら進めているか？
- ③ 「商工会議所」や「商工会」から「事業支援計画書」を取得したか？
- ④ 「GビズIDプライムアカウント」は取得したか？
- ⑤ 「審査ポイント」の設問に対する補助事業計画書内での回答は適正か？
- ⑥ 「経営力向上計画」の認定は取得したか？
- ⑦ 申請書作成に当たっては分かり易く丁寧に記載しているか？
審査員は全てにおいての「専門家」ではありません。
審査員によく理解してもらえないと良い点数は貰えません。
- ⑧ 第三者に「補助事業計画書」の確認をして貰ったか？